

5 円卓討論(2)

新会社法の下での会社経営の変化

コーディネーター 諏訪部 栄 亮
 ディスカッション 照屋 行 雄
 斉 藤 誠
 関 口 博 正

(1) 新会社法の狙いと課題

諏訪部栄亮 それではもう一段掘り下げまして、新しい会社法の課題とか問題を探りたいと思います。とくに会社法適用に際しての留意事項とか、対応を迫られる課題とかについて、現段階で明らかになっていることを中心に議論したいと思います。新しい法律ですので、色々と未整備なところもあると思いますが、考察のポイントとなるものをできるだけ整理してお話頂ければと思います。

なおここからは、関口先生始めフロアの皆様にも自由に議論に参加していただき、ディスカッションを実りあるものにして考えております。ご協力のほどお願い致します。それでは、照屋先生いかがですか。

照屋 1つはいわゆる旧商法になりつつありますが、やはり旧商法に対するノスタルジアを感じます。私は昭和の時代を生き抜いてきた団塊の世代ですが、私などはやはり商法が大変好きだったように思います。

我々は企業会計の制度論的研究を続けて、現在では大学の教壇で若い学生諸君に対して教える立場になっておりますが、20歳代後半から40歳代前半までは、商法というものと企業会計の本来のあるべき姿と両者の制度的違いをできるだけ、理論的にも実践的にも比較考察することに多くの努力と時間を投入してきました。そのような制度研究が我が国の会計制度の発展とそれに支えられる企業経営の健全な発達にとって極めて重要なことと考えたからであります。

旧商法から新会社法への移行の過程で、商法の条文とか、規定の仕方に対する親近感というものが依然として残ります。そのような商法規制の伝統から分かれるのがつらいなというのが1つの実感です。例えば、漢字とカタカタとの組み合わせによる文語的な表現に長年馴染んできていますので、いよいよ自分の時代も過去になるなどという気持ちが密かに湧いてきます。何も科学的な意味を持たない思いですが、新会社法のお話を取り上げたこの場で率直なところを披瀝することをお許しいただきたいと思います。

先ほど齊藤先生が、東京証券取引所の上場基準では、黄金株を発行するような会社の場合、上場審査を取り消すということをおっしゃいましたが、金融庁では日程の条件をクリアすれば発行できるようになっておりますので、上場以外の企業で、例えば中小会社の場合、親戚縁者などの内輪(非公開)で将来会社をずっと経営していきたいという場合は、黄金株を発行するかもしれませんし、今後色々と広がると思います。

企業組織の再編を行うことによって、厳しい経営環境に耐えるような経営基盤を構築し、合理的・機動的に対応するというのが、本来会社法における様々な規制緩和や撤廃の狙いです。そういう意味では、中小会社であっても、今後自分の会社が維持発展をし、競争社会で勝ち残っていくという積極的・戦略的な意図を持って経営に取り組んで欲しいと思います。

中小会社の経営者であっても、過剰な防衛に走ることなく、すなわち安易に株式譲渡制限を導入することがないように、むしろ企業価値の増大を積極的に図ることによって、公開会社として社会からの信頼を得て、資金の調達とか社会における様々な評価を高めていくことを目指すべきであると進言したいと思います。このような経営者のスタンスがまたフィードバックして、マーケットにおける市場価値を増大していくことに繋がります。

このことは企業業績や付加価値の増大に繋がっていくということを踏まえた上での経営者の選択なり、意思決定なりになって欲しいと申し上げたいと思います。この会社法の狙いというものを取り違えないように、経営者や経営にかかわる管理者、また、これから経営を理解しようとする方々にこのことを強調したいと思います。

(2) 新会社法の活用

諏訪部 ありがとうございます。照屋先生には商法とかなり親しんできたノスタルジアや思いがあったようですが、やはり時代がかなり変わっていますので、そういうようなことを進めていなければならないことだと思います。その他に経営の戦略上、やはり過剰な規制に走らないで時代のニーズに沿った、価値創造に繋がるような1つの経営戦略が必要だろうということだと思います。

それでは、次に斉藤先生の方から、会社法の持つ課題や、われわれが留意すべき問題点について、お気づきのことがありましたらお話頂きたいと思います。

斉藤 先ほども申し上げましたように、この会社法は基本的に大・中・小会社という会社規模に基づく区分が基本的にはなくなりました。基本的には株式会社という形で一本化されていますので、会社の規模によってこの合同会社を上手に使うことが今後の課題かと思います。

とくにベンチャー企業といいますか、1つのノウハウを持って、それが非常に市場性のある場合、約5年で東京証券取引所(東証)のマザーズ市場に上場できます。それこそ、自分の知恵と能力と努力があって、5年で上場会社を作る。株式大公開時代といいますか、大冒険時代といいますか、実力や能力のある者に対しては何ともこれ以上ない時代が来たという印象です。そういう人達が新しい時代の経済を引っ張っていくことが求められる時代にきたのではないかと思います。この会社法はそのようなことを支援することを目指しているのだと考えております。

ただ、株式会社に一本化されますと、街の商店や規模の小さい会社は、株式会社より先ほどお話ありました有限会社にした方がいいのではないかと考えております。さらに個人でやった方が税制面では有利ではないかと思えます。とくに利益処分という考え方がこの会社法ではなくなっております。剰余金を処分して株主資本等の持分変動計算書で、総会の決議で利益処分ができます。

従来、役員賞与は税金がかかります。これはいわゆる利益の処分になりま

す。今後、これはかなり税収入にもなりますので、依然として役員の賞与については剰余金の処分ではないかという主張をするのではないかと考えております。法人の場合、二重課税となることを考えますと、必ずしも法人でやった方がいいかどうか、個人企業の方がいいのではないかと言う考え方もないわけではないのです。このような総合的な判断に基づいて、今後この会社法のことを注視する必要があると思います。

いずれにしましても、かなりアメリカナイズされた、強いものが勝つ社会、また、能力のあるものが引っ張っていく社会が到来しているのではないかと思います。

諏訪部 ありがとうございます。確かに企業の規模で大・中・小の区別がだんだんなくなってきているように思います。とくにベンチャー企業は5年でマザーズ上場ができるということで、経営力が非常に伸びるということが判断されれば、どんどん株式公開していくという時代になったと思います。それは一方で、非常にアメリカ的な土俵に乗るということで、色々と日本的なスタンスから離れていくということを考えていかなければならないといえましょう。

次に移りたいと思いますが、今回制定された新会社法の中で、上場会社が非上場会社かということが規制の点で非常に大きく分かれるのですが、その際に、先ほどご説明のありました株式譲渡制限会社を選択するか、それとも公開会社として運営するかという判断が重要になってくると思います。この辺の基準というのは、どういう形で判断したら合理的というか、有利なのかということについて、何かご意見がありましたらご教示ください。斉藤先生からいかがでしょうか。

斉藤 現行の商法を見ますと、ほとんどの株式会社は株式譲渡制限会社です。有限会社はもともと非公開会社として設立され運営されることを特徴としています。将来的に上場を考えるか考えないか、上場がかなり見えてきた時点で定款を改正すれば、いいわけです。すなわち、上場会社でやっていこうかという判断がついた時点までは、株式の譲渡制限をした会社としてやっていった方が無難ではないでしょうか。そうすれば、敵対的買収に対する防衛等を、当面は考えなくてもいいわけですから、そういう意味では譲渡制限

付会社という判断をすればいいと思います。

(3) 株式会社の最低資本金

諏訪部 それから、役員賞与等についても剰余金とか、処分の細かいところについても触れていただきましたが、資本金1円でも会社ができると、この辺に色々と課題が出てくると思います。現行の商法では、株式会社1,000万円、有限会社は300万円という最低資本金が規定されていますが、資本金が名目的に1円とか、2円とか、そういうことになりますと、企業というものをどのように判断することができるのか。この辺を少しご説明頂きたいと思いますが。

斉藤 ある商工会議所でのベンチャー企業育成講習会で、ちょうど50人ほど集まりまして、その時に1円会社というものができかどうか、1円で本当に仕事ができるのかどうかという話をしたことがあります。事務所を1つ借りるにしても保証金を払わなければなりませんし、機械を入れるにしてもある程度まとまったお金を、例えば出資者集めてやる必要があります。事業活動にはある程度の資金が必要ではないかと思います。

1円という話ですけれども、現金は1円でも現物出資というものがあります。出発点は1円、それは目印的な意味しかないのです。資本そのものが目印ではなくて、継続していく過程で資本金を増やすことができますから、最初の出発点としての1円会社はあるかもしれませんが、実際1円企業は存続しえないと思います。

諏訪部 役員賞与とか、税制面で多少改正されなければならないところもあるかと思いますが、そういうものは目安的にはどうでしょうか。

斉藤 1円の資本金ということになりますと、確かに現在の税制上の区分が1,000万円を基準にしています。例えば、交際費なども資本金1,000万円を基準にしておりますが、1円だからどうのこうのということはないと思います。

税制上では1円というものは必ずしも優遇処理はないと思います。

諏訪部 照屋先生は、この辺の最低資本金制度についての問題点とか、課題についてはどう思いますか。

照屋 税制というものは詳しくは承知しておりませんが、最低資本金制度が導入されたのは、ご承知のように1990年(平成2年)の商法改正で初めて最低資本金制度というものが規定されました。それまでは、実質的な最低資本金制度はありませんでした。当時は、一株500円で発起人が7人でしたので、3,500円でした。

これが、1990年の商法改正で最低資本金制度を設けて、5年間という猶予期間がありましたけれども、1,000万円に引き上げられました。最低資本金1,000万円は中小規模の会社にとっては、非常に高いハードルだと思います。つまり、1,000万円プラスその他の設立費用がかかるわけですから、中小の会社はなかなか事業を起こすことができなかつたわけです。商法が強行法規ということで、中小規模の会社は仕方なく最低資本金の1,000万円を設立時に用意したということです。

もちろん、商法の論理はあります。それは債権者の債権を担保する具体的な財産規定として、この1,000万円の資金を企業内に原則留保する方式を採用することになりました。もし会社が債務超過に陥った場合には、これを取り崩して対応することとしました。いわゆる支払能力の担保として1,000万円が最低必要だということでした。

ところが、新会社法は、企業が自由に経営を行って、事業活動を活発に行い、そういう意味での創業をなるべくしやすいように、最低資本金1,000万円を廃止し、極端な言い方をすれば、資本金1円で年商500億円もありえるわけです。それを可能にするために、最低資本金制度が事実上債権者の債権の担保にするための、絶対的な要件として必要なか会社法は改めて考えたということです。

その結果、事実上資本金まで割れているような欠損会社が多い実情の中では、事実上この規定は有名無実化しているわけです。事実上の欠損ですから、返済能力はないに等しいということになります。実際はそのような状況なのに、名目上はまるで資本金1,000万円があるような形で、貸借対照表にオンバランスさせるということは、実質的に債権者の債権を担保する機能としては無意味なことになります。

それなら、実態に合わせて、中小企業の規模に合わせて、最低資本金制度

を廃止することにしようということになりました。そして、斉藤先生のお話のありましたように、最低資本金を絶対的な要件とするのではなく、選択肢として今後事後拡大に合わせて増やしていくということにしたわけです。事業をどんどん起こし、そして拡大していく、ということをサポートするアプローチを新会社法は選択したということです。

諏訪部 照屋先生には最低資本金制度の設定と廃止の経緯を詳細に説明していただき、ありがとうございました。

(4) 会社法と消費税法の関係

諏訪部 時間の制限もありますので、この辺でご参加の皆さんから、疑問や質問などがありましたら、伺いたいと思います。皆さんの参加を得て、さらにディスカッションを深めたいと思います。質問のある方は手を挙げて頂きまして、お名前を教えてください。宜しくお願い致します。

三森れい子 税理士の三森と申します。照屋先生の大学院研究室で院生としてつい2～3年前に会計学を学びました。先ほど斉藤先生がお答えになったことについて、私も税理士ですので、ちょっと気になっておりまして質問致します。例えば、資本金が1,000万円ということを基準に色々と税制上の恩恵を受けたり、受けられなかったりするわけですが、寄付金や交際費にしてもそうです。消費税の場合、現行ですと1,000万円以上であって、設立して2年間は課税を免除することになっております。これから税制上はどのような形になるのでしょうか。

諏訪部 ありがとうございました。斉藤先生、ただ今のご質問に対するお答えはいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

斉藤 消費税の問題ですが、売上高を基準に1,000万円、非課税の適用を受けるのに3,000万円です。これは売上高を基準にしたものです。設立の段階での消費税の課税の適用を受けるのは、確かに1,000万円というものがあります。従来の株式会社ですと、1,000万円ですので最初から消費税がかかるわけです。

消費税については、最低課税基準とか、税率を上げようとする時期ですか

ら、今のところ、この基準が変わるという話は聞いておりません。ただ、消費税につきましては、今後、直間比率の見直しが出てきておりまして、直間比率の改定という考え方からしますと、いずれ消費税は上がるのではないのでしょうか。非常に流動的な話ですが、1,000万円という基準が変わることはないと思います。

なお、消費税以外には、税法上小会社と大会社という区分はありますが、かつては5,000万円を区分金額にする考えの下で、そのような規定がありました。それがだんだん経済に規模が拡大し、現在では1億円になっております。ただ、制度の話ですので、非常に流動的な話になると思います。

諏訪部 三森さん、今の答えでよろしいでしょうか。

三森 ありがとうございます。新会社法は来年の5月からの施行ということですので、税法との擦り合わせができていないところがたくさんあるということで解釈してよろしいでしょうか。

斉藤 施行期間は1年半以内ということになっていますので、その期間で法務省令が出てきます。先の会計基準ということで照屋先生のところでも少し話に出ましたが、会計慣行の斟酌規定というものが変わりました。従って、このような内容上の変更がありますし、現段階では法務省令が出てきませんので、税法は一種の強行法規ですので、商法の変更があればそれに伴って変更されるものです。

税法はあくまでも実態経済を反映して、課税所得があるかどうかを判断するものであって、当然のことながら簿法たる会社法の改正、もしくは制定は100年に1回くらいの大改正ですので、相当時間がかかると思います。遅くて来年いっぱい期間が必要のように思います。施行の来年5月、そして恐らくその後何ヶ月の間に法務省令、あるいは施行令が出てくると思いますが、法務省令が出てきた時に色んな問題が出てくるのではないかと考えております。

三森 ありがとうございます。

関口博正 基本的な考え方だけ理解してほしいのは、税法会計というのは、1,000万円という基準で多くの計算的基礎ができております。当然資本金1,000万円というのは変わりますので、それに伴って資本金1,000万円を基準して

設定された様々な措置は、目下改訂すべく制度設計者の方で鋭意検討しているところだという理解でいいかと思います。

ですから、必要に応じて変える、つまり、資本金1,000万円という制度を外しましたので、それに伴って必要に応じて変更していく作業を現在行っているという具合に理解すればよいのではないかと考えます。

諏訪部 その他にありますか。はい、お願いします。

(5) 会計参与制度とその効果

山崎松雄 平塚商工会議所の山崎と申します。今回の改正で一重要なことは有限会社の廃止だと思います。それとの関連で会計参与を設置することができる制度が新設されています。ある先生に聞いたのですが、会計参与制度のメリットについて話がありまして、まず大きなメリットは、資金調達の際に金融機関などから信用供与上の優遇処置を受けることができるというものでした。

会計参与のメリットとしては各種のものが考えられると聞いております。すなわち、1)資金調達の際に代表者は連帯保証をしなくても済む、2)大手の取引先から信用される、3)コンプライアンスが評価される、4)社長が本業に集中できるので、業績アップが期待できる、5)社長が会計参与から原則的な経理情報が提示される、さらに、6) IPOを目指している企業は、会計監査人による監査がいらないと、というようなことを挙げるができると思います。

先に斉藤先生から、税理士として会計参与をあまり引き受けたくないような意味の話がありましたが、上記で挙げたようなメリットについて先生はどのようにお考えでしょうか。

諏訪部 ありがとうございます。会計参与というのは新しい制度になりますが、これについてのメリットやデメリットが色々あるようです。これについて斉藤先生からお話を頂きたいと思います。

斉藤 今、プラスのメリットを頂きましたが、会社にとっては会計に関する知識のある方がいなくても済みますので、私達も内容面に関してはいいと思います。ただ、若干問題があります。問題の核心は、今は引き受けたくない

ということです。会社の業績がよく、しっかりしている社長がいる場合は問題ないですが、問題はお引き受けした後、その社長がなくなった場合に非常に深刻な問題が出てくる可能性が高いのです。

中小企業の場合、社長が非常に大きな役割を果たします。2代目でだめになる場合もかなりあります。そういった意味で現在の社長が亡くなった後が問題になります。ですから、2代目になって会計参与を断ることが難しい、現実的になかなか難しいです。また、これは定款記載事項ですし、登記事項ですので、一旦辞任をした場合でも、次の内定者がいない場合は、定款に名前が残ってしまいます。あるいは登記事項ですので、こちらが勝手に登記変更してもまずわけです。

そうしますと、自分は辞表出して辞任しても登記は残っています。こういうことまで考えますと、会計参与を引き受けるというのは、それだけリスクを負うということになります。それだけ会社に対する信頼性がないとだめで、そういう意味で会計参与に対する制度の今後の展開には疑問が残ります。

照屋 この件について私にも一言発言させてください。税理士さんはそういうメリットとリスクがあると思いますが、私の立場から言いますと、この会社法が新しい制度として会計参与というものを新設して、中小会社について経営意思決定の透明性を高め、ディスクロージャーの充実を図ることを強く目指しています。

第一線で活躍している公認会計士や税理士およびその法人の先生方にきちんと指導する覚悟をもつて頂きたいと思います。こういうリスクをこれから専門家として負担し、この会社法の趣旨を十分に理解して我が社会において中小企業経営が活発に展開することで支援して欲しいと思います。

中小会社が企業財務内容の適切なディスクロージャーをしっかりとやり、いわゆるコーポレート・ガバナンス（企業統治）とか、コンプライアンス（法令順守）をしっかりとできるような指導をして頂きたい。私の立場では、こういう専門的指導を第一線の会計職業人としてしっかりと担って頂くことをここでお願いしたいと思います。

関口 私は斎藤先生の意見に近い立場です。実は会計の専門家として指導的な役割を果たすのも大切ですが、ただ、これは時間、金、努力がかかる問題

でして、大会社の汚職事件にも公認会計士がかかわっている場合もあります。実は中小会社の場合は、税法にもっぱら頼っておりまして、税法に違反しなければ何でもいいよというのが実態です。

会計参与に課せられた現実的な責任の重さは、指導的な役割を期待されるほどの時間が伴っているかどうか、そして、それに伴う報酬があるかどうかにかかっていると思います。このように考えますと、やはり現段階では中小企業の会計参与を引き受けることに相当の慎重さで臨まなければならないと思います。

従って、会社法で新設される会計参与制度が、法の期待するように多くの中小会社に導入されて、発展していくかという、責任の重さに伴う十分な見返りがないと実行するのは、難しいのではないかと私は思います。

(6) 財務公開制度のアンバランス

諏訪部 若杉先生、今回の会社法に関して大分色々と思いがあそうですが、いかがでしょうか。

若杉 明 若杉と申します。時間も迫っておりますが、1点だけ明らかにできればと思い問題提起したいと思います。有限会社の場合は、決算公告の義務がないわけですが、合同会社などの持分会社にしましても、ディスクロージャーの義務がありません。当然監査を受ける必要もない。そして、会社法の適用後は新規に有限会社を作れませんので、現在の有限会社が特例有限会社として存続することになります。

そうしますと、株式会社といっても実質的には有限会社のような場合、片方はディスクロージャーの義務があり、片方はそれが無いという状況が生まれます。ディスクロージャーがあるのは非常に歓迎しますが、それが無い方は非常に問題あるのではないかと思います。恐らく決算公告を課さないのは、経営者に負担をかけないで、事業経営に頑張ってもらいたいという趣旨だと思います。しかし、中小企業を守るには中小企業同士がしっかりとけないといけないと思います。ディスクロージャーをきちんとやらないと、中小企業そのものが損害を被ることがあります。

卑近な例を挙げますと、数年前に私が関係していた会社で、600万円ほど注文をもらいました。中小規模の会社ですので、非常に大きな注文ですね。喜んで納品しましたら、その会社は翌日には倒産してしまったのです。つまり、決算公告しませんので、その会社の財務内容に透明性がない。その会社の内部の情報を全く解らないわけです。

結局、中小企業を潰すのは、このような状況下に置かれた中小企業ということになります。この状況で片方には、ディスクロージャーしなくてもいいので経営に専念しろといい、片方にはしっかりと公開しろというのは、アンバランスで可笑しいと思います。同じような会社でありながら、バランスを欠いた制度にしてしまったなと私は思いますが、その辺はいかがでしょうか。

照屋 若杉先生には重要な点をご指摘頂き、ありがとうございます。もう時間も残されておりませんので、簡潔に考えているところを述べたいと思います。

先生がお話されたのは、会社法規定のもつアンバランスだと思いますが、冒頭でも申し上げましたが、会社法としては基本的には中小会社に対しても厳格に財務情報の開示を行なうことを求めていると思います。そのために、中小会社に様々な緩和措置をしなくてはなりませんので、例えば、中小会社の会計指針では、大会社と同じような厳しさを求めています。いくつかの選択肢を与えているということが配慮されています。

そして、中小会社に対してはディスクロージャーについて厳格な形で公開を求めています。ただ、規模を問わず、経営の弾力性や透明性を求めているのが会社法の趣旨だと思います。

若杉 いまの説明は株式会社の場合での中小会社ですが、非株式会社の場合はどうでしょうか。

照屋 非株式会社ですと、それは持分会社を構成する3つの会社形態の場合ということになりますが、会社法では、それらの会社に対して必ずしも厳格なディスクロージャーを求めておりません。材も内容を公開しなくてもよいつの立場で、様々な規制は株式会社と違う形となります。その際、どの会社形態を選択するかは当該会社の任意ということになります。社員総会や経営者において、最も合理的で有利な会社形態を選択することが求められます。

もちろん、その選択決定に伴うリスクは、最終的には当該会社が負うことになることは言うまでもないことです。

若杉 その点はよく理解できますが、それがバランスを欠いた立法となっているのではないかと考えています。同じような中小会社であっても、株式会社の形態をとらなければ、ディスクロージャーしなくてもいいというのでは、中小企業全体に対する社会の信頼は確保されないのではないのでしょうか。

中小企業を守るのも中小企業ですので、中小企業を守るためにはディスクロージャーが求められない中小企業に対して、必要な財務内容開示、または監査などを通じて企業の信頼性を担保するようなことが必要だと思います。

諏訪部 時間になりました。もっと議論したいのですが、本日は時間がありません。ここでの照屋先生並びに斉藤先生の基調講演と円卓討論会を通じて、新会社法を巡る様々な論点が提出されました。我が国の新会社法は、まだ来年の5月までに政令・省令の制定など色んなことが残されています。これをよく理解して、その変化をご自身の状況で有効に活用して頂きたいと思いません。

本日はどうもありがとうございました。これで円卓討論会を終了致します。

関口 本日は長時間にわたりましてご清聴くださり、ご参加の皆さまに心より感謝申し上げます。ありがとうございました。中小企業の経営はこの会社法で大きく影響を受けるわけですが、ただ、現状をみますと、大きな変化と言いながらも現実的には来年の5月以降の適用となりますので、十分な学習と準備の時間があります。

実際には、この会社法の立法に直接携わった関係者以外の多くの皆さんは、同じスタートラインに立っているわけですし、これからも施行令など必要な政令の制定や公表が続くこととなります。本日のフォーラムでの成果を踏まえて、今後とも引き続き一緒に勉強したいと思います。国際経営研究所の今年度の国際経営フォーラムは、これで全プログラムが終了となります。本日は誠にありがとうございました。